

# 日本と海外における青少年のネット犯罪対策について

200875 齋藤美里

1. はじめに
2. 日本における青少年のネット犯罪対策について
3. 諸外国における青少年のネット犯罪対策について
4. 日本における有効なネット犯罪対策の検討
5. おわりに

## 1 はじめに

私が青少年のネット犯罪に興味を持ったのは、小学生の従弟がきっかけである。自身がインターネットに触れた年齢よりも、早くから携帯電話やゲーム機等でネット環境に触れている姿を目にして、現代の青少年は自身が小中学生であった時代よりも、ネット犯罪に巻き込まれる可能性が高いのではないかと感じた。実際に、令和4年度のSNSに起因する事犯の被害児童数<sup>1</sup>は、1,732件であり、自身が小学生であった平成24年の1,076件よりも増加していることが分かる。また、令和2年の1,819件、令和3年の1,812件といったここ数年で青少年のネット犯罪被害が減少することのない現状を見て、現在の日本の対策では、青少年のネット犯罪の被害を減らすことは困難ではないかと考えた。そこで、本レポートでは、諸外国における青少年のネット犯罪対策と日本の対策を比較することで、日本の対策に不足する部分を探り、日本における有効なネット犯罪対策を検討していきたい。

## 2 日本における児童のネット犯罪対策について

### (1) 青少年インターネット環境整備法

まず、日本における青少年のネット犯罪対策として、青少年インターネット環境整備法が挙げられる。特に、第16条では、『携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を

---

<sup>1</sup> 【警察庁生活安全局人身安全・少年課課長阿波拓洋「インターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止について」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5a7c1011-f85c-4122-a1bf-aa960545da19/924b655d/20230630\\_policies\\_yk\\_hikouhigai-gekkankouenkai2.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5a7c1011-f85c-4122-a1bf-aa960545da19/924b655d/20230630_policies_yk_hikouhigai-gekkankouenkai2.pdf) > (2024年1月2日)】

有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。』とあり、携帯電話を提供する事業者に対して、携帯電話端末の使用者が青少年である場合に、フィルタリングの義務付けを規定している。フィルタリングとは、青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスであるため、青少年インターネット環境整備法によって、青少年がネット犯罪の被害に遭う可能性を抑えていると考えられる。

## (2) 出会い系サイト規制法

対策の2つ目として、出会い系サイト規制法が挙げられる。この法律では、第1条に『この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、インターネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。』とあり、18歳以下の青少年が出会い系サイトによって児童買春等の犯罪被害に遭うことを防止している。また、この法律は、出会い系サイトの掲示板に児童を相手方とする異性交際を求める書き込みを行うことを禁止(第6条)し、出会い系サイト事業者は利用者が児童でないことの確認や、禁止誘引行為に係る書き込みの削除<sup>2</sup>(第3条・第7条-第14条・第16条)などを義務付けている。

## (3) その他の取り組み

その他の対策として、安心ネットづくり促進協会の取り組みがある。この協会は、すべての人がインターネットを安全に利活用できることを目的に設立され、各省庁・企業・学識経験者等が集う組織<sup>3</sup>である。安心ネットづくり促進協会は、様々な企業と連携して出前講座や研修会を行っており、例えば、株式会社NTTドコモと連携して「スマホ・ケータイ安全教室」<sup>4</sup>を開催し、小中学校や地域の施設を利用して青少年に向けて携帯電話を安全に正しく利用するためのマナーや、身近なトラブルを未然に防ぐための対処法等をスライドやアニメーションを利用して学べる機会を提供している。

---

<sup>2</sup> 【警察庁「出会い系サイト規制法」

[https://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/deai/regulatory.html](https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/deai/regulatory.html) > (2024年1月2日)】

<sup>3</sup> 【安心ネットづくり促進協会 < <https://www.good-net.jp/> > (2024年1月2日)】

<sup>4</sup> 【安心ネットづくり促進協会「NTTドコモ『スマホ・ケータイ安全教室』」

[https://www.good-net.jp/lectures/demae\\_contents/content9\\_category\\_201/2013\\_275-0400\\_1002](https://www.good-net.jp/lectures/demae_contents/content9_category_201/2013_275-0400_1002) > (2024年1月2日)】

また、経産省では、警察庁・都道府県警察の協力のもと、全国各地の NPO と連携して「インターネット安全教室」を開催している。この教室では、ビデオ映像やテキストを使用して、ウイルス感染や詐欺行為、プライバシー侵害などのネット犯罪に対する正しい知識を学習する場を提供<sup>5</sup>しており、令和 4 年度には一般向けに 28 回開催され、計 2,655 人<sup>6</sup>が受講している。

### 3 諸外国における児童のネット犯罪対策について

#### (1) アメリカ

##### ① 児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)

まず、アメリカにおける青少年のネット犯罪被害対策として挙げられるのが COPPA である。この法律は、子どものプライバシー保護を目的として 2000 年に制定された連邦法である。当時、児童を対象とするインターネットを利用したマーケティング手法が発達し始め、子どもの情報を犯罪者含め誰もが買うことができるといった問題を受け、同法が制定されたという背景がある。COPPA によって、13 歳以下の子どもを対象としたウェブサイトや、明らかに子どもが閲覧していると分かっているウェブサイトの運営者に対して主に 5 点の規定が制定されている。例えば、運営者は子どもの情報を収集し、その情報がどのように利用されるのか、第三者に提供されるのかどうかについての方針をウェブサイトの分かりやすい場所に掲載しなければならないなどとしている。この法律において、違反が認められた場合には、民事責任を問われ、違反 1 件につき、1 万 1,000 ドル以下の罰金が科せられる<sup>7</sup>としている。

##### ② オンライン児童保護法

---

<sup>5</sup> 【全国情報セキュリティ啓発キャラバンインターネット安全教室「インターネット安全教室とは？」】〈<https://www.jnsa.org/net-anzen/html/about/>〉(2024 年 1 月 5 日)】

<sup>6</sup> 【子ども家庭庁「青少年インターネット環境整備基本計画(第 5 次)令和 4 年度フォローアップ結果(令和 5 年 5 月公表)」】〈[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/04628de7-d704-4ed2-ae11-7dfa859ded0e/7e21c1b9/20230401\\_policies\\_youth-kankyuu\\_internet\\_torikumi\\_guideline\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/04628de7-d704-4ed2-ae11-7dfa859ded0e/7e21c1b9/20230401_policies_youth-kankyuu_internet_torikumi_guideline_01.pdf)〉(2024 年 1 月 8 日)】

<sup>7</sup> 【内閣府「平成 25 年度アメリカ・フランス・スウェーデン・韓国における青少年のインターネット環境整備状況調査 第 2 部調査の結果 第 1 章アメリカ (8)青少年の個人情報保護」】〈<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11019019/www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-syogaikoku/pdf-index.html>〉(2024 年 1 月 8 日)】

オンライン児童保護法とは、カリフォルニア州で適用される法律であり、Facebook・インスタグラム・TikTok等のソーシャルメディア・アプリを製造等する事業者を規制し、オンラインサービスを利用する児童を保護する法律である。同法は、2023年1月1日に施行され、2024年7月1日から運用が開始される。①にて記述した COPPA など従来の法律によるオンラインサービスを利用する児童の保護は、主に個人情報の収集、販売等の規制に限られていたのに対して、オンライン児童保護法は、オンライン事業者が提供する心理操作設計、アダルトコンテンツ等の有害コンテンツの規制など、規制の範囲が広がっている。また、従来の法律は、児童向けサイトや明らかに児童が閲覧していると分かっているサイトを規制していたのに対して、同法は全米で初めて「児童によるアクセスの可能性がある」一般向けサイトを規制<sup>8</sup>しており、従来の法律より児童のネット犯罪被害を防ぐことができると考える。

### ③ インターネットから性犯罪者を排除する法(KIDS 法)

KIDS 法とは、有罪判決を受けた性犯罪者に、電子メールアドレスやインスタントメッセージのユーザー名などのインターネット識別子を登録することを義務付ける連邦法である。インターネット識別子とは、身分証明やネット通信、投稿で使用されるメールアドレスやその他の称号<sup>9</sup>を意味している。登録者がこの情報を提供しなかった場合には、10年の懲役が科せられる可能性があり、また、登録者が未成年との性行為に参加するために年齢を偽った場合には、強制的な懲役を科している<sup>10</sup>ため、ネットを使用して未成年を誘うなどの手段を持つ性犯罪者の再犯防止に繋がると考える。

## (2) イギリス

イギリスにおける子どものネット犯罪被害対策として、年齢相応の設計コード法(Children's Code)が挙げられる。この法律には、国連子どもの権利条約、UK GDPR、データ保護法に基づいて、ICOによりインターネット上の子どものデータ保護のために15の行動規範が制定<sup>11</sup>されている。ICOとは、英国個人情報保護監督機関の通称で、イギリ

---

<sup>8</sup> 【海外立法情報課 中川かおり 「【アメリカ】カリフォルニア州オンライン児童保護法の成立」(国立国会図書館 外国の立法 No.294-1 2023年1月) 10頁】

<sup>9</sup> 【司法省(米国) 「KEEPING THE INTERNET DEVOID OF SEXUAL PREDATORS ACT OF 2008 PUBLIC LAW 110-400\_OCT.13,2008 (2)」

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-110publ400/pdf/PLAW-110publ400.pdf> > (2024年1月10日)】

<sup>10</sup> 【OFFENDERWATCH INITIATIVE 「Resources KIDS Act」

<http://offenderwatchinitiative.org/Resources/KIDS-Act> > (2024年1月10日)】

<sup>11</sup> 【内閣府政策統括官(政策調整担当)「欧州連合(EU)、欧州評議会(CoE)及びイギリスに

スにおいてデータ保護制度を監督する規制機関として、公的機関の情報公開や個人のデータプライバシーの促進に努める独立した第三者機関<sup>12</sup>である。

Children's Code は、アプリや検索エンジン、オンラインゲーム、SNS、インターネットに接続されるおもちゃやデバイス、ニュースなど、イギリスにおいて子どもがアクセスする可能性のある情報社会サービス全てに対して、子どもの利用に適したプライバシー保護を求める制度である。15の行動規範の中には、『子供が利用する可能性のあるオンラインサービスを企画・開発する際には、子供にとって最善であるかどうかを第一に考慮すること。』や、『子供の個人情報が子供の心の健康、業界の行動規範、規制当局による規制及び政府の助言に反する形で利用されてはならない。』、『子供が不必要に個人情報を提供したりプライバシー設定をオフにしたりするように誘導するようなナッジ技術(誘導技術)を使ってはならない。』<sup>13</sup>などの規制が制定されており、この法律によって児童がインターネットやゲームなどのオンラインサービスを利用する際に、犯罪に巻き込まれる可能性を防止していると考えられる。

### (3) 韓国

韓国における子どものネット犯罪被害対策として挙げられるのが、児童・青少年の性保護に関する法律(青少年性保護法)である。この法律には、オンライングルーミング行為に対する処罰規定が設けられており、諸外国と比較してもデジタル性犯罪に対する処罰が強力であると考えられる。オンライングルーミング行為とは、児童に対する性的虐待の準備行為に当てはめられたものであり、具体的には、『19歳以上の者が、情報通信網を通じて児童・青少年に①性的欲望、羞恥心若しくは嫌悪感を誘発するような会話を持続的若しくは反復的に行い、又はこのような会話に持続的若しくは反復的に参加させる行為、②一定の性的行為をするよう誘引・勧誘する行為を処罰対象とする。』<sup>14</sup>としている。

また、本法律には、オンライングルーミング行為等のデジタル性犯罪に関する捜査特例が設けられており、第25条の2第1項では身分を秘匿して捜査を行う「身分秘匿捜査」、第25条の2第2項では、身分を偽装して捜査を行う「身分偽装捜査」<sup>15</sup>に関する明文規定が置かれている。この規定は、児童に対するデジタル性犯罪のおとり捜査を認めるものであり、ダークウェブなど通常の捜査手法では真相の解明が困難な閉鎖空間での捜査を有効

---

における青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査報告書」(令和5年3月)112頁。】

<sup>12</sup> 【内閣府政策統括官(政策調整担当)前掲注3.(2)ア109頁。】

<sup>13</sup> 【内閣府政策統括官(政策調整担当)前掲注3.(3)ア112-113頁。】

<sup>14</sup> 【中村真利子・裴相均「韓国におけるサイバー犯罪捜査の動向-児童に対するデジタル性犯罪の捜査に関する特例を中心に-」比較法雑誌第56巻第2号(2022年)128頁。】

<sup>15</sup> 【中村真利子・裴相均 前掲注129頁。】

にするための捜査手法<sup>16</sup>といえる。本法律にてオンライングルーミング行為を規制することで、児童のデジタル性犯罪被害を防止することができ、また、身分秘匿捜査や身分偽装捜査によって、明らかになりにくいデジタル性犯罪を早期に発見でき、児童が被害に至る前に防止することができると思う。

#### 4 日本における有効なネット犯罪対策の検討

以上で述べた諸外国の青少年のネット犯罪被害対策をもとに、日本の対策と比較することで、わが国に有効だと考えるネット犯罪対策を3点検討した。

まず1点目に、日本は諸外国と比較して、青少年に特化したネット犯罪対策に関する法律が少ないと考える。よって、アメリカの COPPA やイギリスの Children's Code のように、青少年に特化したインターネット上の個人情報保護に関する法律の制定が必要であるとする。児童を対象としたウェブサイトや、SNS などのオンラインサービスを提供する事業者が、収集した児童の個人情報を犯罪者等に売買し、その情報を犯罪等に利用する危険性があるため、事業者が児童の個人情報を収集、利用する場合には保護者の承認を必要とする法律を制定することで、児童の個人情報を悪用するなどのネット犯罪を防ぐことができると思う。

2点目に、デジタル性犯罪を厳しく規制する法律の制定が必要であるとする。アメリカの KIDS 法のように、有罪判決を受けた性犯罪者にインターネット識別子の登録を義務付け、さらに出会い系サイトなど青少年がネットを通して性犯罪に巻き込まれる可能性のあるサイトの登録や出入りを規制することで、青少年のデジタル性犯罪被害を防止できると思う。また、韓国の青少年性保護法で規定されているグルーミング行為に対する処罰や、身分秘匿捜査・身分偽装捜査を日本にも取り入れることで、発見しにくいグルーミング行為を早期に見つけ出すことができ、青少年がデジタル性犯罪の被害に遭う前に犯罪行為を阻止することができると思う。

最後に、青少年や保護者に向けた安全教室の開催についてである。日本における青少年のネット犯罪対策にて述べたように、日本では各省庁や警察、NPO 団体が「インターネット安全教室」等の講演を実施している。安全教室等の取り組みは、諸外国と比較しても盛んであり、継続すべき対策であるが、令和4年度に28回開催されたのに対して、令和3年度は88回<sup>17</sup>開催と、開催回数に偏りがあることが分かる。そのため、各省庁や警察、

---

<sup>16</sup> 【中村真利子・斐相均 前掲注 130 頁。】

<sup>17</sup> 【子ども家庭庁「青少年インターネット環境整備基本計画(第5次)令和3年度フォローアップ結果(令和4年5月公表)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/04628de7-d704-4ed2-ae11-7dfa859ded0e/3433d74e/20230401\\_policies\\_youth\\_kankyou\\_internet\\_torikumi\\_guideline](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/04628de7-d704-4ed2-ae11-7dfa859ded0e/3433d74e/20230401_policies_youth_kankyou_internet_torikumi_guideline)

NPO 団体は安全教室等の実施を継続し、なおかつ開催回数を毎年偏りができないように増加させることで、安全教室等の認知度も向上し、青少年のネット犯罪被害の防止に繋がると考える。

## 5 おわりに

本レポートでは、日本における青少年のネット犯罪被害が減らない現状から、日本のネット犯罪対策に不足する部分があると考え、アメリカ、イギリス、韓国の3カ国の対策と比較することで、日本に有効なネット犯罪対策を検討した。検討した結果、日本は諸外国と比較して、青少年のネット犯罪に関する法律が少なく、特にオンライン上における青少年の個人情報保護や、ネットを利用した性犯罪者を規制する制度が不足していると考えた。よって、日本は、青少年に特化したネット上の個人情報保護に関する法律の整備と、オンライングルーミング行為を規制するといったデジタル性犯罪を防止する法律の整備を行い、さらに、現状で開催されている「インターネット安全教室」等の講演会の回数を増加させることが、日本におけるネット犯罪対策として有効であると考えた。